

## 一宮市住宅事業等に関する指導要綱施行細則

一宮市住宅事業等に関する指導要綱（平成19年6月1日施行。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項は、この細則に定めるところによる。

- 1 要綱第2条第1項(2)アの「周辺環境を悪化させるおそれがやや多いもの」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2(ぬ)項に掲げる建築物（第2号に掲げる建築物を除く。）をいう。
- 2 要綱第3条第1項の規定による事前協議申出書は、**様式第1**によるものとし、**表1**に掲げる図書を添付のこと。
- 3 要綱第3条第2項の規定による別に定める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 電波障害対策
  - (2) 工事期間中の通学路等の安全対策
  - (3) 完成後の通学路等の安全対策
  - (4) 工事期間中の駐車、騒音・振動・粉じん等に関し周辺住民に配慮をした計画
  - (5) 雨水対策（透水性舗装、浸透枳、貯留槽等）
  - (6) 駐車場の確保
  - (7) 工事車両等工事中の安全対策
  - (8) 夜間照明による周囲の農作物や住宅への悪影響に対する防止対策
  - (9) 屋外広告物の計画（一宮市屋外広告物条例に基づく許可に係る事項（協議先は公園緑地課））
  - (10) 集合住宅で30戸以上のワンルーム形式住戸を有するものにあつては、建物完成後における管理に関する事項及び連絡先の明示（連絡先看板設置）計画
  - (11) 風俗営業等のパチンコ店、ゲームセンターにあつては、風俗営業の許可の見込み（一宮警察署）
  - (12) 公衆浴場法によるスーパー銭湯にあつては、次のアからウに掲げる事項
    - ア ボイラーの騒音対策（県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく届出（届出先は環境保全課））
    - イ 煙突、エアコン室外機の設置位置について近隣住宅への配慮をした計画
    - ウ 公衆浴場法及び一宮市公衆浴場法施行条例に則した計画
  - (13) 高さ31メートルを超える工作物（携帯電話の中継無線塔等）の新設にあつては、伝搬障害防止区域との関係を配慮した計画
  - (14) 景観への配慮（景観条例に基づく届出に係る事項（届出先は公園緑地課））
- 4 要綱第3条第2項で定める事業計画書は、**様式第2**によるものとする。
- 5 要綱第3条第3項で定める関係各課等との調整結果報告書は、**様式第3**によるものとし、**別表**に掲げる調整事項について協議すること。
- 6 要綱第3条第4項で定める事業者へ通知する指示書は、**様式第4**によるものとする。
- 7 要綱第3条第6項で定める事前協議が終了した旨の通知書は、**様式第5**によるものとする。
- 8 要綱第4条第1項の「支障がないと認めるもの」とは、関係各課等において支障がないと確

認がなされたものとする。

9 要綱第5条第4項の規定による説明内容、関係者からの質問及び意見並びにそれらに対する事業者の回答を示す報告書は、**様式第6**によるものとする。

10 要綱第5条第6項の規定による標示板は、**様式第7**によるものとする。

11 要綱第8条第5項の公園等又は遊び場等の施設の整備は、次に定めるところによる。

- (1) 住民が有効かつ安全に利用できる位置とすること。
- (2) 形状は、できる限り正方形又は長方形の平坦地とし、集団住宅において設置する公園等にあっては、道路に接して2箇所以上の出入口が設置されていること。
- (3) 利用者の安全を図り、かつ、遊戯施設等を有効に配置すること。

12 要綱第14条のごみ集積場は、次に定めるところによる。

- (1) ごみ収集車が容易に横付けできる道路に面した箇所（歩道、電柱、標識等、収集の妨げとなる箇所は避けること。）とし、奥行き2m以下、1戸当り0.3㎡以上（ワンルーム形式住戸は0.15㎡以上）のスペースを確保すること。
- (2) 道路との高低差はなしとし、周囲をブロック等で囲う場合は3段以下とすること。

13 要綱第15条の消防水利施設は、次のものをいう。

- (1) 消防水利（消火栓、防火水槽）
- (2) 消防用進入路
- (3) 消防活動用空地

14 要綱第16条第1項の駐車場の設置基準は、次に定めるところによる。

- (1) 1台あたりのスペースは、原則として、2.3m×5m（機械式の駐車場の場合を除く。）以上とする。ただし、駐車場附置義務条例に該当するものは、それによること。
- (2) 駐車場の出入口は、交通安全を考慮した位置とし、交差点から5m以内は原則設置しないこと。
- (3) 前面道路からの並列駐車（ハーモニカ形状のもの）は原則認めない。ただし、配置計画等によりやむを得ない場合は、奥行を5.5m以上とし、前面道路が通学路となっているときは、当該駐車場利用者への注意喚起の旨の標示板を設置すること。
- (4) 敷地境界に接して設ける場合は、隣地に対しヘッドライトの照射を防ぐよう、植栽等の措置を講じること。
- (5) 機械式の駐車場を設置する場合は、操作時の騒音、振動に十分配慮した構造とすること。

15 要綱第16条第2項の駐車場等の施設の整備は、次に定めるところによる。

- (1) 駐車場は、事業区域内に計画戸数以上の台数分を確保すること
- (2) 駐輪場は、事業区域内に計画戸数の1.5倍以上の台数分を確保すること。
- (3) (1)において、ワンルーム形式住戸については、ワンルーム形式住戸の数に3分の2（商業地域にあっては2分の1）を乗じた数（小数点以下切り上げ）に一般形式住戸の数を加えた数を計画戸数として適用のこと。
- (4) (1)及び(2)において、建築物の利用形態及び周囲の状況からみて、必要台数分の駐車場もしくは駐輪場を敷地内に設置する必要がないと認めた場合はこの限りでない。

16 要綱第17条の住民生活の安全を守る施設等の整備は、次に定めるところによる。

- (1) 事業区域又はその境界に河川又は道路の行き止まり若しくは自動車等の通行に危険を伴う箇所があるときは、ガードレール等を設置すること。
- (2) 事業区域周辺に幼児の水禍のおそれのある河川等の自然の地形又は用水等があるときは、防護柵を設置すること。
- (3) 左右の確認が困難な交差点にはカーブミラーを設置すること。
- (4) 事業区域内の道路には、必要とする箇所に防犯灯を設置すること。

**付 則**

この細則は、平成19年6月1日から施行する。

**付 則**（平成23年8月22日改正）

この細則は、平成23年9月1日から施行する。

**付 則**（平成26年4月28日改正）

この細則は、平成26年5月7日から施行する。

**付 則**（平成27年3月24日改正）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

**付 則**（平成28年3月30日改正）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

**付 則**（平成28年5月2日改正）

この要綱は、平成28年5月2日から施行する。

**付 則**（平成30年3月30日改正）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**付 則**（令和2年12月18日改正）

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

**付 則**（令和3年3月30日改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**付 則**（令和5年3月30日改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(様式 第1)

(表)

年 月 日

事前協議申出書 (□新規・□変更)

(あて先) 一宮市長

住 所

氏 名

(名称及び代表者氏名)

電話

一宮市住宅事業等に関する指導要綱第3条の規定に基づき、次のとおり協議を申し出ます。

【事業計画概要】事業区分(要綱第2条) : ( )

事業者	住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名)	電 話
設計者	住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名)	電 話
工事施工者	住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名)	電 話
事業の名称		
主要用途	標示板設置年月日	年 月 日
土地の所在		
地目・面積		
建築物の概要	構造・階数	最高高さ m
	建築面積 m <sup>2</sup>	建蔽率 %
	延べ面積 m <sup>2</sup>	容積率 %
<b>1 住宅事業に該当するもの</b> (住戸以外の用途: □有 ( ) □無 ( ))		
事業区分 計画戸数	□集合住宅: 一般形式住戸 ( ) 戸、ワンルーム形式住戸 ( ) 戸 計 ( ) 戸 [・分譲 ( ) 戸 ・賃貸 ( ) 戸] 併設の場合の算定戸数 ( ) 戸	
	□集団住宅: 宅地分譲 ( ) 区画、戸建分譲 ( ) 区画 計 ( ) 区画 * 計画人口: ( ) 人/戸 × ( ) 戸 = ( ) 人 ( ) 人/戸 × ( ) 戸 = ( ) 人 ( ) 人/戸 × ( ) 戸 = ( ) 人 計 ( ) 人	
<b>2 第2条(2)イに該当するもの</b>		
営業予定者	住 所	
	氏 名 (名称及び代表者氏名)	電 話
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の名称 (仮称も可):</li> <li>・ 従業員数:</li> <li>・ 施設の規模 (パチンコ店はパチンコ台数):</li> <li>・ 開業予定年月日:</li> <li>・ 営業時間:</li> <li>・ 駐車駐輪台数:</li> </ul>		
建築物の敷地周 辺にある学校、 病院等 (※)	50(30)メートル以内の区域 100(70)メートル以内の区域	50(30)メートルを超える区域 100(70)メートルを超える区域



(表1) 事前協議申出書の添付図書一覧

【提出書類及び添付図書】

- 事前協議申出書：2部（正本・副本）

事前協議申出書に加え、下記の全てのもの（○印のあるもの）

- ・ A4版折で左綴じ

- 建築物等幹事会用資料：PDFデータ（DVD-R等）

事前協議申出書の写しに加え、下記のうち1～22で○印のあるもの

- 建築物等協議会用資料：20部（幹事会資料と同一のもの）

- ・ A4版折で左綴じ、図面についてはA3版に縮小可

- ・ できるだけ両面印刷で（地球温暖化防止・省資源の観点から）

○印：必要添付図書

	添付図書	明示すべき事項	事業区分（要綱第2条）							
			(1)		(2)			(3)	(4)	(5)
			ア～ウ	エ	ア	イ	ウ			
1	案内図(1/2500)	申請地、駐車場用地、風俗営業施設については、50、100m等ラインと対象施設（名称、距離記入）、通学路の経路、工事車両の経路、防火水槽、消火栓の位置表示。	○	○	○	○	○	○	○	○
2	公図の写し	法務局又は本庁舎（資産税課）で入手。申請地が接する道路又は水路が別図の場合は別図も添付。	○	○	○	○	○	○	○	○
3	実測図	公簿面積と実測面積が異なる場合に添付。	○	○	○	○	○	○	○	○
4	配置図(1/200程度)	敷地寸法、道路後退線、境界から建物までの寸法表示。河川、水路、鉄道敷、道路（名称、車道、歩道及び幅員、側溝等の種別、植栽樹・電柱等の位置、縁石・ガードレール等の位置）、乗入口、施工承認の内容（歩道の切下げ、植栽樹の移転、縁石・ガードレール等の移転及び撤去、水路又は側溝の布設及び布設替え、側溝の補強等）、占用許可（埋設管、架橋等）の内容、構造及び区間の表示。建物位置、大きさ、外構（フェンス等。敷地境界線全周の部分を含む。）の位置、種別、構造、大きさ、高さ表示。駐車場（駐輪場を含む）の位置、大きさ、台数の表示、「アイドリングストップ」周知看板位置。公園等、遊び場等の位置、面積の表示。遊具等の位置、名称の表示。ごみ集積場の位置、大きさ、面積、構造、高さの表示。消防活動用空地の位置、大きさ表示。屋外広告物の位置、大きさの表示。	○	○	○	○	○	○	○	○
5	面積計算書	建築面積、床面積についての面積表（根拠図面も添付）。	○	○	○	○	○	○	○	
6	各階平面図(1/100)	間取り、各室の用途の表示。	○		○	○	○	○	○	



(様式 第2)

## 事業計画書

	配慮項目	対応計画（できるだけ具体的に）
1	電波障害対策	
2	工事期間中の通学路等の安全対策	
3	完成後の通学路等の安全対策	
4	工事期間中の駐車、騒音・振動・粉じん等に関する周辺住民への配慮	
5	雨水対策（透水性舗装、浸透柵、貯留槽等）	
6	駐車場の確保	
7	工事車両等工事中の安全対策	
8	夜間照明による周囲の農作物や住宅への悪影響に対する防止対策	
9	屋外広告物の計画	
10	30戸以上のワンルーム形式住戸を有するものにあつては、建物完成後における管理に関する事項及び連絡先の明示（連絡先看板設置）計画	
11	風俗営業等のパチンコ店、ゲームセンターにあつては、風俗営業の許可の見込み（一宮警察署）	
12	公衆浴場法によるスーパー銭湯にあつては ア ボイラーの騒音対策 イ 煙突、エアコン室外機の設置位置について近隣住宅への配慮をした計画 ウ 公衆浴場法および一宮市公衆浴場法施行条例に則した計画	
13	高さ 31 メートルを超える工作物（携帯電話の中継無線塔等）の新設にあつては、伝搬障害防止区域との関係を配慮した計画	
14	景観への配慮	

備考 該当する項目について記入してください（必要に応じて図面等、資料を添付してください）。



(様式 第3) 事前協議申出書に関する関係各課等との調整結果報告書

報告者(申出者)住所

氏名

電話

(設計者)住所

氏名

担当者氏名

電話

関係各課又は関係機関 (担当者名)	調整年月日	調整事項	対応策

- 備考
- 1 関係各課等及び調整事項は別表による。
  - 2 関係各課等の調整にあたっては、現況及び具体的な内容を示す図書、事業計画書等を基に調整を図ってください。
  - 3 対応策欄は、調整結果について具体的内容を記載してください。



関係各課等	調 整 事 項	事業区分（要綱第2条）							
		(1)		(2)			(3)	(4)	(5)
		ア～ ウ	エ	ア	イ	ウ			
子育て支援課(本庁舎：4階) TEL 28-9022	1,000㎡未満の公園・遊び場 ・集合住宅の遊び場等：「集合住宅に設置する遊び場等について」（別紙2）	○	○						
産業振興課(本庁舎：9階) TEL 28-8982	企業立地の奨励措置 工場立地法の届出（建築面積3,000㎡以上又は敷地面積9,000㎡以上の工場）			○					
農業振興課(本庁舎：9階) TEL 28-9137	生産緑地、農業振興地域内における農地転用、その他の農地転用等	○	○	○	○	○	○	○	○
給排水設備課(本庁舎：10階) TEL 28-8660	上下水道給水及び検針方式、下水道排水及び整備計画等本管への接続、上下水道の供用開始予定等 ・給水装置・排水設備事前協議書 (別紙3)	○	○	○	○	○	○	○	
博物館(大和町) TEL 46-3215	埋蔵文化財	○	○	○	○	○	○	○	○
消防本部予防課 TEL 72-1281	消防設備等、消防用進入路、消防活動用空地、消防水利（防火水槽、消火栓）： ・「消防用設備等技術基準」	○	○	○	○	○	○	○	○
一宮警察署生活安全課 TEL 24-0110	風俗営業許可の見込み（施設からの距離規制等）、駐車場の確保等				○				
保健予防課（古金町：保健所） TEL 52-3855	公衆浴場法の確認等					○			
総務省東海総合通信局 TEL 052-971-9621	伝搬障害防止区域内の地表31mを超える高さの建築物の建築等	○		○	○	○	○	○	○
一宮警察署交通課規制係 TEL 24-0110	道路計画（拡幅、新設）、出入口、交通安全施設等	○	○	○	○	○	○	○	○
県一宮建設事務所 TEL 72-1411	県道の承認工事、2級河川における河川法許可等	○	○	○	○	○	○	○	○
町会長等	町会長 地元説明、町内会加入	○	○	○	○	○	○	○	○
農事組合長等	排水承諾の見込み ※道水路管理課にて排水先を確認、該当する場合に必要	○	○	○	○	○	○	○	
景観団体	まちづくり協定 ※公園緑地課にて団体を確認、該当する場合に必要	○	○	○	○	○	○		○
その他									

備考 風俗営業施設以外については、調整する関係各課等について、建築指導課と事前に協議のこと。

(別紙1)

## 集合住宅におけるごみ集積場の設置について

### 1. 集合住宅を建築される方へ

- (1) ごみ集積場については、町内の既存の集積場を利用するか、集合住宅の敷地内に新たに集積場を設置するかを、町内会（町会長）と協議してください。
- (2) 設計時点で町内会（町会長）と協議した結果、集合住宅の敷地内に新しくごみ集積場を設置すると決定したときは、直ちに収集業務課 収集・指導グループ（一宮市奥町字六丁山 52番地 一宮市環境センター 電話 45-7004）へご連絡くださると共に別途協議願います。
- (3) 収集業務課 収集・指導グループとの事前協議のないまま設置された場合は、収集できませんのでご注意ください。

### 2. 新しくごみ集積場を設置する上での注意事項

- (1) ごみ集積場を設置する場合は、道路に面して開口部を広く取っていただき、奥行き2m迄として、1世帯につき0.3㎡以上（ワンルームタイプは0.15㎡以上）のスペースを確保してください。なお、土地の有効利用のため、ごみ集積場として使用しない時は、駐車スペースとしてご利用いただいても構いません。万が一、スペースがない場合は、話し合いで決めさせていただきます。
- (2) 公道との高低差をなくしてください。
- (3) 電柱・標識等が収集を妨げるような場所は避けてください。
- (4) 収集車が通行できる場所をごみ集積場にしてください。ただし、交差点から5m以内の場所、および、車の通行の妨げとなり事故等の危険がある場所は避けてください。
- (5) 夜間の不法投棄を避けるため、ブロック等で周囲を囲う等、明らかにごみ集積場と分かる構造は避けてください。（ブロック等で周囲を囲う場合は3段まで）
- (6) 歩道に面する場所は収集車の乗り入れができませんので避けてください。
- (7) ごみ集積場の設置については、近隣の了解を得てください。

### 3. 集合住宅の管理者は、入居前に収集業務課にて、資源ごみ回収カレンダー・分別パンフレット等の配布物を受け取り、入居者への説明会の際に配布すると共に、ごみ出しルールの徹底を行ってください。

### 4. 新しくごみ集積場を設置される場合は、収集業務課から「ごみ収集申込書」を取り寄せ、町会長の署名をいただいたうえで、収集業務課へ申請してください。

お問合せ先：一宮市環境部収集業務課  
収集・指導グループ  
電話 0586-45-7004

(別紙2)

## 集合住宅に設置する遊び場等について

### 1. 遊び場等の面積、位置、形状、使用について

#### (1) 面積

ア 遊び場等は、次の算式による面積以上を確保すること。

遊び場等の面積 =  $3 \text{ m}^2 \times \text{一般形式住戸の戸数} \times (1 - \text{建蔽率})$

例) 第一種住居地域 (建蔽率 60%) で 50 戸の場合 :

$$3 \text{ m}^2 \times 50 \text{ 戸} \times (1 - 0.6) = 60 \text{ m}^2$$

例) 商業地域 (建蔽率 80%) で 50 戸の場合 :

$$3 \text{ m}^2 \times 50 \text{ 戸} \times (1 - 0.8) = 30 \text{ m}^2$$

#### (2) 位置

ア 遊び場等は、平地に設けることを原則とし、建物の屋上、室内等の箇所には設けないこと。

イ 遊び場等は、原則道路に面する側に設置のこと。ただし、道路と直接接する箇所に設置の場合は、安全対策として 1.2m 以上のフェンス等の措置を講ずること。

ウ イによることが困難な場合は、通路を設けて接続するものとする。この場合、死角をつくらないようにすること。

エ ウの通路は 1.2m 以上の幅員とし、遊び場等の面積に加算しないこと。

#### (3) 形状

ア 遊び場等は、原則として正方形又は矩形とし、一団地とすること。

イ 遊び場等には、面積の 30% 以内の緑地を設けることができる。

#### (4) 使用

ア 遊び場等は、一般の利用に配慮すること。

### 2. 施設の技術管理

(1) 遊び場等の施設は、安全面に配慮すること。

(2) 遊び場等は、建物からの落下物に対する防止対策を講ずること。

(3) 遊び場等には、原則としてベンチ等の休息施設を設けること。

(4) 遊び場等には、車両が入れない構造とすること。

(5) 遊び場等の中には、集合住宅等のエントランスを設けないこと。

(6) 遊び場等は、適当な植栽・花壇等憩いの場としての配慮に努めること。

### 3. 管理

(1) 遊び場等の管理は自主管理とする。

(2) 遊び場等の施設は、良好な状態に保ち、維持すること。

お問合せ先：一宮市子ども家庭部子育て支援課 入所・施設管理グループ

電話 0586-28-9022

一宮市建築部建築指導課 建築安全推進グループ

電話 0586-28-8644

(別紙3)

### 給水装置・排水設備事前協議書

建築場所				敷地面積	m <sup>2</sup>	
建物名				建築主		
建築概要	<input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
建物階数	階	戸数	戸	計画人数	人/戸×	戸= 人
予定工期	年 月 日 ~		年 月 日			

#### 【給水】

水道本管	<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 径 φ mm 管種	消火栓の新設 (消防との協議結果)	<input type="checkbox"/> 有り
	<input type="checkbox"/> 無し	【本管布設工事については別途協議が必要です。】		<input type="checkbox"/> 無し
既設 給水装置	<input type="checkbox"/> 有り	公道部分	<input type="checkbox"/> 径 φ mm 管種	<input type="checkbox"/> 径 φ mm 管種
			<input type="checkbox"/> 径 φ mm 管種	<input type="checkbox"/> 径 φ mm 管種
	<input type="checkbox"/> 有り	宅地内部分	メーター <input type="checkbox"/> 径 φ mm 数量	メーター <input type="checkbox"/> 径 φ mm 数量
			メーター <input type="checkbox"/> 径 φ mm 数量	メーター <input type="checkbox"/> 径 φ mm 数量
<input type="checkbox"/> 無し	【新規給水装置工事費は申請者のご負担です。】			
給水方式	<input type="checkbox"/> 直結直圧方式	<input type="checkbox"/> 3階直圧なし <input type="checkbox"/> 3階直圧あり【別途協議が必要です。】 <input type="checkbox"/> 協議済 <input type="checkbox"/> 協議前 引込管口径 φ ____ mm メーター口径 φ ____ mm 個数 ____ 個 【月間使用量 φ ____ mm 個数 ____ 個 以下であること】		
	<input type="checkbox"/> 受水槽方式	計画1日使用水量(受水槽) ____ l/日 = ____ l/人・日× ____ 人 受水槽有効容量 m <sup>3</sup> 【計画1日使用推量(受水槽)の4/10~6/10】 計画1日使用水量(直圧部) ____ l/日 = ____ l/人・日× ____ 人		
	<input type="checkbox"/> 受水槽+直圧 併用方式	引込管口径 φ ____ mm φ ____ mm メーター口径 φ ____ mm 個数 ____ 個 【月間使用量 φ ____ mm 個数 ____ 個 以下であること】 φ ____ mm 個数 ____ 個 注) 受水槽は保守点検が容易にできるスペースを確保してください。		
	<input type="checkbox"/> 直結増圧方式	【水圧調査依頼と直結増圧給水協議が必要ですか。】 <input type="checkbox"/> 水圧調査依頼前 <input type="checkbox"/> 水圧調査回答があるが協議前 <input type="checkbox"/> 協議済 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		
<input type="checkbox"/> 直結増圧+直圧 併用方式	注) 直結増圧給水協議により回答が可の場合のみ直結増圧給水が認められます。 引込管、メーター口径についても直結増圧給水協議により決定してください。			
検討方式	<input type="checkbox"/> 各戸検針			
	<input type="checkbox"/> 親メーター検針	<input type="checkbox"/> 集中検針あり【営業課と協議が必要です。】 <input type="checkbox"/> 集中検針なし		
	<input type="checkbox"/> 未定	計画が決まり次第再度協議を行ってください。		
その他	※ 給排水設備図が出来たら、建物等協議会に諮る前に上下水道部と協議してください。			

## 【排水】

排水方法	<input type="checkbox"/> 公共下水道（一般区域）	<input type="checkbox"/> 合流式	<input type="checkbox"/> 区域内扱い
	<input type="checkbox"/> 公共下水道（特定区域）	<input type="checkbox"/> 分流式	<input type="checkbox"/> 区域外【別途協議が必要です。】
	<input type="checkbox"/> 浄化槽		
特定事業場	<input type="checkbox"/> 該当する	【西部・東部浄化センターとの協議が必要です。】 注) 排水設備の計画確認申請の手続きの前に各種届出が必要となります。	
	<input type="checkbox"/> 該当しない		
受益者負担金	【営業課へ問合せしてください。】 区域内扱い、区域外については「下水道事業受益者負担金納付誓約書」が必要です。		
公共下水道管	<input type="checkbox"/> 有り		
	口径 φ mm 管種		
	口径 φ mm 管種		
	<input type="checkbox"/> 申請者により公共下水道管路施設及び下水取付管を設置する 【都市計画法第32条による協議が必要です。】		
既設取付管	口径 φ mm 管種	箇所数	
	口径 φ mm 管種	箇所数	
	注) 必ず現地を確認してください。		
阻集器	<input type="checkbox"/> グリース阻集器	<input type="checkbox"/> オイル阻集器	<input type="checkbox"/> サンド阻集器
	<input type="checkbox"/> ランドリー阻集器	<input type="checkbox"/> プラスタ阻集器	<input type="checkbox"/> 設置なし
	注) 阻集器は定期的に清掃してください。		
ビルピット	<input type="checkbox"/> 有り		
	有効容量 = 地階部の1日平均排水量 / 地階部の1日当たり給水時間 × 2.0~2.5 = (m <sup>3</sup> ) / (h) × 【時間当たり最大排水量以下であること】		
	・槽の実高は有効貯水高の1.5~2.0倍程度 ・ビルピットは汚泥等の残量を少なくし、槽内貯留時間を短くし、悪臭の防止に努めてください。		
	<input type="checkbox"/> 無し		
その他	※ 給排水設備図が出来たら、建物等協議会に諮る前に上下水道部と協議してください。		

協議日	年 月 日
協議依頼者	住所
	氏名
	電話
給排水設備担当者	

(様式 第4)

## 事前協議結果（指示）通知書

年 月 日

様

一宮市長 ○ ○ ○ ○

年 月 日付けで協議の申出がありましたこのことについて、協議結果は下記のとおりです。なお、指示事項については、再度検討の上、回答してください。

### 記

1 事業者の住所及び氏名

住 所

氏 名

2 事業の名称及び事業場所

名 称

場 所

3 協議結果及び指示事項



(様式 第5)

## 事前協議結果（最終）通知書

年 月 日

様

一宮市長 ○ ○ ○ ○

年 月 日付けで協議の申出がありましたこのことについて、協議結果は下記のとおりです。

### 記

1 事業者の住所及び氏名

住 所

氏 名

2 事業の名称及び事業場所

名 称

場 所

3 協議結果（最終）

- 道路復旧について、工事施工に際しては施工前後の調査を十分にされ、本工事に起因する場合、復旧に責任を持って対処されたい。
- 特殊車両の出入り等について、必要な許可を取得し、法令を遵守されたい。
- 工事の際、振動・騒音・交通等十分な配慮をされたい。
- 地元との調整に当たっては、誠意を持って責任ある対応をされたい。

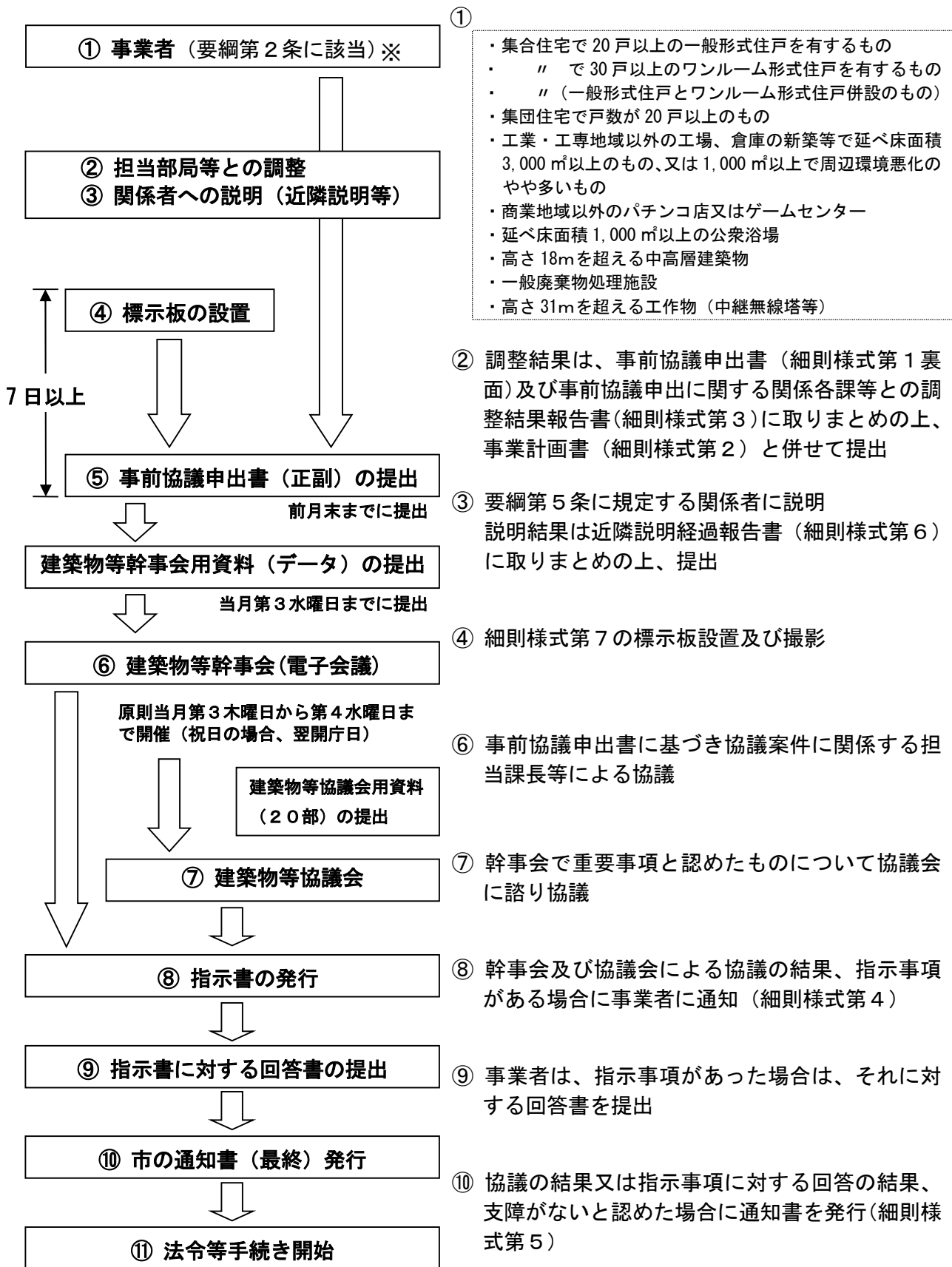


(様式 第7) 標示板の様式

事業計画のお知らせ				
事業の名称				
事業地の地名地番				
事業区分※				
事業面積※		m <sup>2</sup>	区画数※	
建築物の概要	用途		敷地面積	m <sup>2</sup>
	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
	構造		基礎工法	
	階数	地上階 / 地下階	高さ	
工期	着工予定	年 月 日	完了予定	年 月 日
事業者	住所 氏名	電話		
設計者	住所 氏名	電話		
施工者	住所 氏名	電話		
この標示板を設置した日		年 月 日		
上記事業計画についての説明の申出は、下記へご連絡下さい。 (連絡先)				
電話				

- 備考 1 ※印欄は住宅事業の場合に記入してください。  
 2 大きさは、縦横とも 90 センチメートル以上とする。

## ◇ 指導要綱による手続きの流れ



※ 事前協議の申出にあたっては、日程等詳細について事前に建築指導課と調整を図ること